

事業系ごみの適正処理について

事業系ごみとは…

一般家庭から排出される家庭系ごみに対し、事業活動に伴い生じたごみを事業系ごみといいます。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており（廃棄物処理法第3条第1項）、ごみの減量に努めることも事業者の責務であります（同条第2項）。

産業廃棄物 ※法令において産業廃棄物と規定されたもの	あらゆる事業活動に伴うもの 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず、鋳さい、がれき類、ばいじん
	特定の事業活動に伴うもの 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体
	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例：汚泥やばいじんなどの廃棄物をコンクリートで固めたもの）
事業系一般廃棄物 ※事業系ごみのうち、産業廃棄物に該当しないもの	事業系一般廃棄物の例 生ごみ、ティッシュペーパー、古紙類、草木、軍手 等

事業系一般廃棄物のうち、諏訪湖周クリーンセンター（eco ポップ）に搬入される「燃やすごみ」の中には、資源ごみが多く含まれており、主なものは、段ボール等の古紙類と生ごみです。これらを発生抑制、再利用又は再資源化することで、燃やすごみ減量へのご協力をお願いします。

3R

優先順位は、①発生抑制（リデュース）②再利用（リユース）③再資源化（リサイクル）
①～③が難しいものだけを燃やすごみへ。

事業系ごみの処理方法等について

（１）発生抑制

簡易包装製品の使用や飲食店における食べ残しを減らす取り組みなど、発生抑制にご協力ください。

（２）再利用

使い終わったカレンダーやミスコピーの裏紙利用など、再利用にご協力ください。

（３）自己処理

生ごみや、敷地内の除草で発生した草の堆肥化等による自己処理にご協力ください。

（４）廃棄物処理業者等に委託する

長野県産業廃棄物処理業者、岡谷市一般廃棄物処理業者又は国の認定事業者等への委託により、適正な処理を行ってください。委託をする際に、許可等の有無の確認を行うことも「適正な処理」に含まれます。無許可事業者による廃棄物の委託処理は、受託者及び委託者双方が処罰の対象です。

また、リサイクルを意識した委託方法をご検討ください。

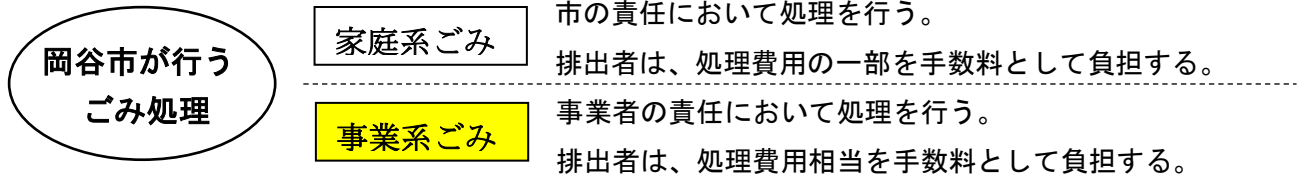
(5) 売却又は販売店等へ回収を依頼する

不要なものであっても、有償で売却されるものは「有価物」であり、廃棄物処理法の規定からは除外されます。

販売店等が慣習的に行ういわゆる「下取り行為」についての許可は不要とされております。同様に、「専ら再生利用の目的となる廃棄物」のみを扱う廃棄物処理業者についても許可は不要であり、古紙、くず鉄、あきびん類及び古繊維類のみを扱う者がこれに該当します。

(6) 市の指定場所に排出又は搬入する

事業系一般廃棄物のうち、「燃やすごみ」及び「埋立ごみ」については、岡谷市が行う家庭ごみ収集と併せて処理することができます（指定ごみ袋及び事前の申請と別途手数料が必要です）。また、「燃やすごみ」を諏訪湖周クリーンセンターへ直接搬入することができます（事前申請不要。搬入時に手数料をお支払いいただきます。）。



【表1】市の指定場所（ごみステーション）に排出するもの (R1.10月改定)

	22リットル指定ごみ袋		45リットル指定ごみ袋	
	収入証紙代金	直接納付額	収入証紙代金	直接納付額
燃やすごみ	25円 (※1枚当たり)	1,200円/月額 (1回1袋当たり)	60円 (※1枚当たり)	2,350円/月額 (1回1袋当たり)
埋立ごみ		470円/月額 (1回1袋当たり)		890円/月額 (1回1袋当たり)

※「収入証紙代金」は、指定ごみ袋の購入により納付いただくもので、店頭では10枚単位での販売となります。なお、別途袋代が必要です。

※「直接納付額」は、納付書又は口座振替により納期ごとにお納めいただくものです。

【表2】市の指定場所（諏訪湖周クリーンセンター）に搬入するもの (R1.10月改定)

	家庭系 (指定ごみ袋あり)	家庭系 (指定ごみ袋なし)	事業系
燃やすごみ	無料	110円/10kg	160円/10kg

※10kg以下は10kgとみなし、10kgを超えるものは一の位を四捨五入した10kg単位です。

岡谷市市民環境部環境課資源化担当 電話：0266-23-4811 内線1447、1448

ごみステーションへの排出についてのお手続きは、岡谷市ホームページからご確認ください。

※産業廃棄物についてのお問合せは、松本地域振興局環境課まで